



様式第 7 号（第 8 条関係）

か環境指令第 3 2 号
令和 7 年 3 月 2 4 日

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

申請者 住 所 ひたちなか市大字津田 2 5 5 4 番地の 2
氏 名 勝田環境株式会社
代表取締役 望月 福男

かすみがうら市長 宮 嶋 謙



令和 7 年 1 月 2 1 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、かすみがうら市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり許可する。

許 可 番 号	第 8 6 号
営 業 所 の 所 在 地	ひたちなか市大字津田 2 5 5 4 番地の 2
営 業 所 の 名 称	勝田環境株式会社
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	一般廃棄物（事業系ごみ）〔牧草等〕
収 集 運 搬 及 び 処 分 の 別	収集・運搬
営 業 の 区 域	かすみがうら市内（事業計画書のとおり）
許 可 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
許 可 条 件	別紙のとおり

許 可 条 件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、かすみがうら市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例等、関係法令及び許可申請書に付した誓約書の各事項を遵守すること。
- 2 業務遂行にあたっては、市及び関係機関と調整を図り、市の指示に従うこと。
- 3 許可業務に供する収集運搬車両は次のとおりとし、車検または事故等により当該車両以外の車両を使用する場合は、速やかに届け出ること。

車 名	車両番号	最大積載量	車両の形状
・日 野	水戸130 い 295	2,100kg	普通貨物
・いすゞ	水戸130 う 252	3,450kg	キャブオーバ
・いすゞ	水戸130 あ 248	3,600kg	キャブオーバ
・いすゞ	水戸130 あ 253	3,450kg	脱着装置付ｺﾝﾃ専用車
・いすゞ	水戸130 あ 268	3,750kg	脱着装置付ｺﾝﾃ専用車
・いすゞ	水戸130 あ 269	6,900kg	キャブオーバ
・いすゞ	水戸130 あ 282	3,700kg	脱着装置付ｺﾝﾃ専用車
・いすゞ	水戸830 う 293	1,350kg	塵芥車
・いすゞ	水戸130 う 296	8,300kg	脱着装置付ｺﾝﾃ専用車
・いすゞ	水戸130 さ 254	3,900kg	脱着装置付ｺﾝﾃ専用車
・いすゞ	水戸130 い 279	10,200kg	脱着装置付ｺﾝﾃ専用車
・東邦	水戸130 あ 286	14,800kg	フルトレーラ
・いすゞ	水戸130 い 283	10,200kg	脱着装置付ｺﾝﾃ専用車
・東急	水戸130 あ 261	14,100kg	フルトレーラ
・いすゞ	水戸130 あ 288	10,100kg	脱着装置付ｺﾝﾃ専用車
・東邦	水戸131 あ 289	14,700kg	フルトレーラ
・いすゞ	水戸130 あ 275	10,300kg	脱着装置付ｺﾝﾃ専用車
・東急	水戸130 あ 258	14,100kg	コンテナフルトレーラ
・いすゞ	水戸130 あ 277	11,300kg	脱着装置付ｺﾝﾃ専用車
・いすゞ	水戸130 い 281	11,300kg	脱着装置付ｺﾝﾃ専用車
・いすゞ	水戸130 あ 299	7,100kg	キャブオーバ
・いすゞ	水戸130 え 304	8,300kg	脱着装置付ｺﾝﾃ専用車
・いすゞ	水戸130 く 303	11,100kg	脱着装置付ｺﾝﾃ専用車
・いすゞ	水戸130 あ 271	11,400kg	脱着装置付ｺﾝﾃ専用車
・いすゞ	水戸100 け 381	13,800kg	バン

- 4 取扱廃棄物の許可品目及び搬入先については下記のとおりとし、また、指定する搬入先の処理能力範囲内で収集運搬を行うこと。

一般廃棄物(事業系ごみ) [牧草等]

【搬入先】 下記の搬入先に限る

- ・ ひたちなか市大字高野1967番地1, 2, 5, 6
勝田環境 株式会社
- ・ ひたちなか市大字高野字永田1968番地1, 2、1973番地1
株式会社 カツタ

- 5 事業計画書のとおり事業を遂行すること。
- 6 許可車両を表示すること。また、事業系ごみの収集運搬を行う場合には事業系ごみ専用車である旨を表示すること。
- 7 運搬車については、運搬業務中に荷台から飛散しないよう必要な措置を講じること。
- 8 事故又は紛争等が生じた時は、速やかに報告し、必要な措置を講じること。
- 9 処理業(収集運搬業)に係る一般廃棄物について、種類ごとに帳簿等を整理し、前月の実績を毎月10日までに報告すること。
- 10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3に該当した場合は事業の全部又は一部の停止をすることとする。また、同法第7条の4第1項及び第2項に該当するときは、許可の取消しをすることとする。

※許可の状況

令和7年 4月 1日 許可